災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

北海道(以下「甲」という。)と北海道石油業協同組合連合会(以下「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合(以下「災害時等」という。)に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

- **第1条** 災害時等において、甲は、乙及び乙の支部並びに乙の組合員(以下「乙等」という。)に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。
- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類の優先提供
- (3) 乙等が取り扱う物資(第1号及び第2号で規定する石油類を除く。)の供給及び要員の動員等
- (4) 乙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客(外国人を含む。)等(以下「帰宅困難者等」という。)に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 乙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援 2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」(別記第1号様式)によるものとする。ただし、緊急 を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(支援の実施)

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の支部及び組合員に対し、可能な範囲 内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要 請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

(報告手続)

第3条 乙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」(別記第2号様式)を提出するものとする。

(経費の負担)

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用(以下「費用」という。)については、原則として、当該石油類燃料の供給等を受けた者(以下「供給先」という。)が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙等が協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払)

第5条 供給先は、乙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、第1条の規定による業務に従事する乙等並びにその役員及び従業員について、その者の 責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務 従事者の損害補償に関する条例(昭和38年12月25日条例第56号)」に定めるところにより、その 損害を補償する。ただし、他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事 故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

(市町村との協定)

- **第9条** 甲及び乙は協力して、市町村と乙の支部との災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 の締結を推進するものとする。
- 2 甲は、災害時に、乙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、甲の「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、市町村に対し、文書により分離・分割発注の推進等について配慮を要請するものとする。

(協力体制の構築)

- 第10条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。
- 2 乙の支部、乙の組合員の災害に関する研修等、この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について、甲は協力するものとする。

(道民への周知)

第11条 甲及び乙は協力して、この協定の内容及び乙等の所在地等について道民へ周知を図るものとする。

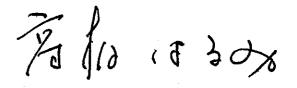
(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の 意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

- 第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が 協議の上、決定するものとする。
 - この協定の締結を証するための本書 2 通を作成し、甲乙記名の上、各 1 通を保有するものとする。 平成 23 年 12 月 26 日

甲 北海道 北海道知事



乙 北海道石油業協同組合連合会

会長

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

北 海 道北海道行政書士会

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

北海道(以下「甲」という。)と北海道行政書士会(以下「乙」という。)は、北海道内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に定める地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下、「災害時」という。)における、被災者支援のための行政書士業務(以下、「行政書士業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、 必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲が災害時に災害対策本部を設置した場合、又は市町村から甲に対して支援の要請があった場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

(行政書士業務の範囲)

- 第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の2及び第1条の3に定める業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。
 - (1) 乙による被災者支援相談センターの開設
 - (2) 道又は市町村への乙の会員の派遣
 - (3) その他甲が必要と認める業務

(要請手続等)

- 第4条 第2条の要請は、「協力要請書」(別紙様式第1)により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、第1項の要請を受けたときは、速やかに「協力要請確認書」(別紙様式第2)を提出 するとともに、その要請を実施するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 乙は、要請を受けた行政書士業務が終了したときは、速やかに「協力結果報告書」(別紙様 式第3)により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 甲の要請による行政書士業務で必要となった経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、これにより難い場合は、甲、乙の協議によるものとする。

(相談者の費用負担)

第6条 甲の要請による行政書士業務において、相談者は負担を負わない。ただし、行政書士業 務上生じる印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等は相談者の負担とする。 (損害の補償)

第7条 甲の要請による行政書士業務により、乙、乙の会員、又は第三者に生じた損害の補償は、 乙の責任において行うものとする。

(連絡体制及び情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために連絡体制を確立し、協定締結後速やかに 「連絡責任者届」(別紙様式第4)を相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報 交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了 の日の前に、甲、乙いずれも解約又は変更の意思表示がないときは、1年間延長されるもの とし、以後も同様とする。

(協定の解約、変更)

第 10 条 この協定は、甲、乙のいずれか一方の申し出があったときは、甲乙協議して、協定の 解約若しくは変更をすることができるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めがない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都 度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年1月29日

甲 北海道

北海道知事 高橋 はるみ

北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番6

乙 北海道行政書士会

会 長 吉村 学

協 力 要 請 書

平成 年 月 日

北海道行政書士会会長様

北海道知事

「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」第4条第1項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

記

							нЦ							
要 請 技 氏名 ·			所職氏						ì	車絡先				
電話等は	こよ・	った	平成	ζ	年		月	日	()	時		分頃	
場合の勇	更請し	日時	依頼	頁手法	()				
要請	内	容												
場		所												
期		間		平月	戊	年	月	日	^	~平成	年	月	E	1
特記	事	項												

別紙様式第2

協力要請確認書

平成 年 月 日

北海道知事 様

北海道行政書士会会長

「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」第4条第2項の規定に基づき、次のとおり提出します。

記

要請への回答	協力要請書に基づき下欄により実施します。							
女明、100四台	なお、☑の項目については、協議を要します。							
場								
期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日							
派遣時間	午前 午前 時 分 ~ 時 分 午後 午後							
派遣人数	1日当たり 人 延べ 人							
特記事項								
協力担当者 氏名・連絡先	所 属 職 名 氏 名 連絡先							

※該当項目に☑を付す。

別紙様式第3

協力結果報告書

平成 年 月 日

北海道知事 様

北海道行政書士会会長

「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」第4条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

				FL.					
期間	平成	年	月	日 ~	平成	年	月	日	
派 遣 時 間	午前午後	時		分 ~	午前午後	時	2	分	
派遣人数	1日当	たり		人		延べ			人
				(期間	月	日	~	月	日)
対応者氏名				(期間	月	日	\sim	月	日)
				(期間	月	日	~	月	日)
相談件数					件				
					に関	するこ	と		件
主な相談内容					に関	するこ	٤		件
					に関	するこ	と		件
相談業務実施に係る課題等									

^{※「}対応者氏名」、「主な相談内容」、「相談業務実施に係る課題等」については、枠内に記載 出来ない場合は別紙とすること。

連絡責任者届

平	成	年	月	日

ı		1-1-	Ħ
	1	144	刁

1. 連絡先

(第1連絡先)

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
携帯	
F A X	

(第2連絡先)

()[4 = (2.14) 4)	
担当部署	
役職・氏名	
T E L	
携帯	
F A X	

(第3連絡先)

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
携帯	
F A X	

2. 勤務時間外及び休日の連絡先

(目的外使用禁止)

「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」に定める活動に使用を限ること。

災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書

北海道の水道事業に関して、地震や台風などの大規模な災害等により、水道施設に甚大な被害を受けた場合、道民の生命に係る水道の重要性に鑑み、水道行政を所管する北海道と日本水道協会北海道地方支部(以下「札幌市」という。)は、被災水道事業者が速やかに給水能力を回復し、一日も早くライフラインが確保できるよう、それぞれの役割を担い相互に連携して、水道施設の円滑かつ迅速な復旧に向けて支援等を適切に実施するために、この覚書を締結する。

(用語の定義)

第1 この覚書において「災害等」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2 条第1号に規定する災害及び渇水等による被害をいう。

(北海道の役割)

- 第2 北海道は、水道行政を所管する立場から、災害等発生時において迅速な連携を図るため に、各水道事業者等との相互連携体制を確立し、平常時から必要な情報の交換を行うもの とする。
 - 2 災害発生時においては、被災の状況及び断水状況等の把握に努めるとともに、被災水道 事業者から支援要請があった場合、または支援が必要と判断した場合には、札幌市に支援 要請を行い必要な措置を講ずるものとする。

(札幌市の役割)

- 第3 札幌市は、関係する水道事業者との連絡調整体制を確立し、平常時から必要な情報の交換を行うものとする。
 - 2 災害等発生時においては、北海道と連携して必要な支援を行うものとする。

(連携)

- 第4 北海道と札幌市は、災害等に備えて互いにあらかじめ連絡担当部課を定め、災害等が発生したとき、または発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報の収集に努め、相互に情報交換するなど連携を図るものとする。また、支援できる人員、物資、車両及び資材等についての必要な情報交換を定期的に行うものとする。
 - 2 北海道と札幌市は、互いに連絡担当部課と責任者を明確にして、必要な情報を速やかに 交換できる連絡調整体制を確立するものとする。

(支援)

第5 災害等発生時における支援は、役務の提供、必要な車両や物資調達などの人的・物的支援のほかに、技術的ノウハウの提供なども含むものとする。

(被災情報の収集等)

- 第6 北海道及び札幌市は、被災水道事業者の被災状況及び断水状況等を早期に把握するため、 必要な場合には職員を派遣して、支援活動に必要な情報の収集等に努めるものとする。
 - 2 収集した情報については、相互に情報交換するなど随時連絡調整を図るものとする。

(支援内容の決定と実施)

第7 北海道と札幌市は、被災水道事業者等からの情報に基づき、支援内容を決定するととも

に、速やかに支援を実施するものとする。

(支援状況の把握等)

第8 北海道と札幌市は、応急給水及び応急復旧などの応急対策の実施状況及び効果を十分に 把握し、支援内容の変更並びに支援期間などについて、随時、被災水道事業者と協議する ものとする。

(経費の負担)

- 第9 支援に要した経費は、原則として支援を要請した水道事業者が負担するものとする。
 - 2 前項の定めにより難いときには、協議して定めるものとする。

(支援のための平常準備)

- 第10 連携体制を確立し、円滑かつ迅速な支援を図るため、平常時から各水道事業者の応急給水及び応急復旧に必要な資材等の保有状況を把握しておくものとする。
 - 2 各水道事業者が保有する人員、物資、車両、機材等の具体的品目数量等、支援物資等の 調査は、日本水道協会会員については札幌市が、それ以外については北海道が実施し、原 則として毎年6月末日までに調査表を交換し保管するものとする。
 - 3 災害時に調達できる援助物資等についても、常に調査に努める。
 - 4 その他参考となる情報を相互に交換する。

(協議)

第11 この覚書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成17年4月8日

北海道環境生活部長 前 田



日本水道協会北海道地方支部長

札幌市長 上 田 文 雄

災害に係る情報発信等に関する協定

北海道(以下「甲」という。)とヤフー株式会社(以下「乙」という。)は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、北海道内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、 甲が道民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

(本協定における取組み)

- 第2条 本協定における取組みは、次のとおりとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲 の運営するホームページのキャッシュサイトを乙の運営するウェブサイト(以下「ヤ デフーサービス」という。)上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲が、北海道内の避難勧告、避難指示等災害に係る情報を乙に提供し、乙が、これ (1) 日前、北海道内の避難勧告、避難指示等災害に係る情報を乙に提供し、乙が、これ (1) 日前、北海道内の避難勧告、避難指示等災害に係る情報を乙に提供し、乙が、これ
- 2 前項各号の取組みの具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮に入れ、 甲及び乙の両者協議により決定するものとする。
- 3 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及び その担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方 に連絡するものとする。
- 4 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で 適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、 それぞれの対応にかかる旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協 定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法(提携先への提供、ヤフーサービス 以外のサービス上での掲載等を含む。)により、一般に広く周知することができる。た だし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方 法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 3 月13日

甲 北海道 北海道知事

高橋 はる



乙 東京都港区赤坂9丁目7番1号ヤフー株式会社代表取締役社長宮 坂



災害時における相談業務の応援に関する協定

北海道(以下「甲」という。)と北海道弁護士会連合会、北海道ブロック司法書士協議会、公益社団法人北海道不動産鑑定士協会、日本公認会計士協会北海道会、日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会、北海道税理士会、北海道行政書士会(以下、当該7団体を「乙」という。)とは、災害時における相談業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道に地震、風水害その他による災害が発生した場合において、甲が、乙に対して要請する相談業務の応援に関し、必要な事項を定める。

(応援の要請)

- 第2条 甲は、次に掲げる場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して、相談業務応援要請書 (別記第1号様式)により相談業務に従事する者(以下「相談業務従事者」という。)の派遣を要請す るものとする。
 - (1) 甲が乙の応援による相談会(以下「相談会」という。) を開催する場合
- (2) 甲が市町村から、市町村が開催する相談会において相談業務従事者の派遣要請を受けた場合
- (3) その他、相談業務について乙の応援が必要な場合
- 2 乙は、甲から応援の要請を受けた場合は、速やかに乙の各士業(会員)の中から相談業務従事者を選出し、甲に対して応援要請対応確認書(別記第2号様式)により回答するとともに、甲が指定する相談窓口に派遣するものとする。

(応援の期間)

- 第3条 甲の応援要請に基づき、乙が相談業務従事者を派遣する期間は、相談需要等に応じて、甲乙協議 の上定めるものとする。
- 2 相談業務の期間が終了した場合は、乙は速やかに甲に対して業務報告書(別記第3号様式)により相談結果を報告するものとする。

(相談業務従事者の業務内容)

- 第4条 相談業務従事者は、乙の各士業(会員)の専門性を要する内容の相談業務を行うものとする。
- 2 相談業務従事者は、前項の相談業務の実施状況を、派遣先相談窓口を開設している責任者へ定期的に 報告するものとする。

(相談業務に関する調整)

第5条 前条の相談業務の実施に当たり広報及び会場の確保など必要な関係機関との連絡調整は、原則 として甲又は甲に相談業務従事者の派遣を要請した市町村において実施するものとする。

(相談者の費用負担)

第6条 第2条の相談業務は無償とし、甲及び乙は相談者に費用負担を求めないものとする。

(経費負担)

第7条 乙は、甲に対し相談業務に要する報酬その他の経費は請求しないものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議によるものとする。

(協力体制の構築)

- 第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものと し、変更があった場合も同様とする。
- 2 乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を8通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

平成 29年 6月 2日

甲 北海道

北海道知事 高橋 はるみ

乙 北海道弁護士会連合会

理 事 長 愛須 一史

乙 北海道ブロック司法書士協議会

会 長 猿田 史典

- 乙 公益社団法人北海道不動産鑑定士協会
 - 会 長 木野村 英六
- 乙 日本公認会計士協会北海道会
 - 会 長 富樫 正浩
- 乙 日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会
 - 会 長 辻 雅已
- 乙 北海道税理士会
 - 会 長 金坂 和正
- 乙 北海道行政書士会
 - 会 長 宮元 仁

災害時における物資の供給に関する協定

北海道(以下「甲」という。)と丸玉産業株式会社(以下「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)の災害応急対策に必要となる物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災 地に供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発効)

- 第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が次に掲げる場合において、乙に対して要請を行ったときに発効するものとする。
 - (1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど大規模かつ 長期間の住民避難が予想されるとき。
 - (2) 道内の被災市町村から物資の供給要請があるとき。
 - (3) その他、物資の供給について、乙の支援が必要であるとき。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が 可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

- 第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
 - (1) 合板
 - (2) その他甲が指定する物資

(費用の負担)

- 第5条 乙がこの協定に基づき供給した物資の代金及び乙が行った運搬等に要する費用 (以下「費用等」という。)は、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が負担する ものとする。
- 2 費用等は、災害発生時の直前における提供物資の販売価格等を基準とし、甲と乙が 協議の上速やかに決定する。

(情報交換等)

第6条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行 うなど、災害時に備えるものとする。

(実施細目の作成及び協議)

- 第7条 この協定に基づく要請、報告に係る文書の様式その他のこの協定の実施に当たっての詳細については、別途甲と乙で定めるものとする。
- 2 その他この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、甲乙協議 の上決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協 定の終了を通知するまでの間、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自1通を保有する。

平成29年 8月23日

甲北海道

北海道知事

乙 網走郡津別町字新町7番地 丸玉産業株式会社

代表取締役社長

大規模災害時における相互協力に関する基本協定

北海道(以下「甲」という。)、北海道電力株式会社(以下「乙」という。)及び 北海道電力ネットワーク株式会社(以下「丙」という。)は、大規模災害等が発生又 は発生するおそれがある場合の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に、甲、乙及 び丙が相互に協力を行い、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早 期安定を図ることを目的とする。

(災害発生時の情報共有)

- 第2条 乙及び丙は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、甲、乙及び丙で相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
 - 2 甲、乙及び丙が共有する主な情報は次の各号に定める。
 - (1) 乙及び丙が甲に提供する情報
 - ア 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状 況及び見込み
 - イ 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況
 - (2) 甲が乙及び丙に提供する情報
 - ア 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況
 - イ 住民から提供された停電情報
 - ウ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
 - エ 住民が避難している地域、甲が把握している避難場所等

(復旧における相互協力)

第3条 甲、乙及び丙は、災害活動等に関する作業の実施にあたり、自らだけでは対 応が困難な場合は、それぞれがもつ施設・敷地・資機材・物資・人材等の資源 提供について可能な範囲で相互に協力を行う。

(連絡体制の確立)

- 第4条 甲、乙及び丙は、第2条に定める情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立する。
 - 2 乙及び丙は、甲との連絡体制を毎年4月に確認することとし、変更があった 場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(連携訓練等の実施)

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める内容を大規模災害等が発生又は発生する おそれがある場合に円滑に行うため、連携訓練等を原則として年1回以上実施 するものとする。

なお、訓練内容等については、甲、乙及び丙で協議のうえ決定する。

(重要施設の優先供給)

第6条 電力供給を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は施設リストを乙及 び丙に提供する。

- (1) 生命の危険に直結する医療施設等
- (2) 福祉避難所として開設されている施設
- (3) 災害対応の中枢機能となる甲及び市町村等が設置する災害対策本部が存在する施設
- 2 乙及び丙は、電力復旧計画の策定にあたっては、前項各号に掲げる重要施設 の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿っ た電力復旧が困難な場合は、甲へ報告のうえ、双方で調整を図ることとする。

(秘密の保持)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に 開示又は漏えいしてはならない。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、甲、乙及び丙が既に締結している他の相互協力等に関する協定 等に基づく協力内容を妨げるものではない。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

なお、協定期間が満了する1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも変更 又は解除の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から更に1年間 継続するものとし、以降も同様とする。

(細目協定等の締結)

第10条 この協定の各条項に定める甲、乙及び丙の役割や具体的な実施事項等については、甲、乙及び丙の合意により別途細目協定又は覚書を作成し保有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙 及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙でそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年8月31日

甲 北海道知事 鈴木 直道

 乙
 北海道電力株式会社

 取締役社長
 藤 井 裕

丙 北海道電力ネットワーク株式会社 取締役社長 藪 下 裕 己 大規模災害時における樹木・土砂などの障害物 (電力設備を除く) の除去作業の支援に関する細目協定

この細目協定は、北海道(以下「甲」という。)、北海道電力株式会社(以下「乙」という。)及び北海道電力ネットワーク株式会社(以下「丙」という。)間にて令和3年8月31日に締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」第10条に基づき、乙及び丙が一体となって行う停電復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物(電力設備を除く)の除去作業にかかる甲の支援に関して、必要な事項を定めるものである。

(対象区域)

第1条 停電復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物(電力設備を除く)の除去作業 (以下「樹木等除去作業」という。)の支援の対象とする区域は、甲が管理す る道道の道路区域及び必要に応じその周辺の区域とする。

(対象作業)

第2条 樹木等除去作業の支援の対象とする作業は、乙及び丙が行う停電復旧作業の うち樹木・土砂などの障害物(電力設備を除く)の除去作業とする。

(要請の手続き)

- 第3条 乙及び丙は、甲に対して樹木等除去作業の支援を要請する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書」(別紙第1号様式)を提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話で要請できることとし、その後、速やかに文書を送付するものとする。
 - (1)被災の状況
 - (2) 場所(住所、地図)
 - (3) 作業内容
 - (4)作業希望日時
 - (5) 現地連絡責任者及び電話番号
 - (6) その他必要な事項

(可否の判断)

第4条 甲は、乙及び丙から樹木等除去作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各 号に定める事項及び道路管理者として優先すべき道道の復旧等他の業務の状況 等により、支援の可否を判断するものとし、支援が可能な場合は、作業実施者 を乙及び丙に通知し、甲の職員及び作業実施者が出動する。

(費用の支払い)

第5条 乙又は丙は、第2条による樹木等除去作業終了後に作業実施者から、当該作業のために作業実施者の事業所(以下「基地」という。)を出発してから作業終了後に基地に帰還するまでの期間(以下「作業期間」という。)に当該作業に要した費用の請求を受けるものとする。

2 作業実施者は、作業期間中に実施した当該作業に関する実施内容を乙又は丙 に提示するものとする。

乙又は丙は、提示された実施内容に基づき、前項の請求を精査し、適当と認めた時は、速やかに作業実施者に費用を支払うものとする。

なお、精算や支払い方法に関する具体的な実施事項については、都度協議の うえ決定するものとする。

(事前対策の実施)

第6条 甲、乙及び丙は、倒木等による停電、道路寸断等の発生を防止するため、被 害が想定される箇所の事前の情報共有について、協力体制を図るものとする。

(実施責任)

- 第7条 第2条による樹木等除去作業の支援に係る関係機関への周知、実施に伴い必要となる第三者の土地への立ち入り許可及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。
 - 2 作業実施者への指示は、乙及び丙の要請に応じて甲が行うものとし、作業完 了後、甲は乙及び丙に作業完了の報告を行うものとする。
 - 3 作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙 及び丙からの要請に起因する事故への対応は、乙及び丙が責任を持って行うも のとする。

(損害賠償)

第8条 甲、乙及び丙は、本細目協定に違反又はその他自己の責に帰すべき事由により相手方が損失を被った場合、その損害につき、現実に被った直接かつ通常の損害(特別な事情によって生じた損害は含まない。)に限り賠償するものとする。

(協議)

第9条 本細目協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議 のうえ決定するものとする。

本細目協定の証として、この証書3通を作成し、甲、乙及び丙でそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年8月31日

甲 北海道知事 鈴木 直道

 乙
 北海道電力株式会社

 取締役社長
 藤 井 裕

丙 北海道電力ネットワーク株式会社 取締役社長 藪 下 裕 己

大規模災害時における道路の通行に支障となる電力設備等の 除去作業の支援に関する細目協定

この細目協定は、北海道(以下「甲」という。)、北海道電力株式会社(以下「乙」という。)及び北海道電力ネットワーク株式会社(以下「丙」という。)間にて令和3年8月31日に締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」第10条に基づき、乙及び丙が管理する電力設備等により、甲が管理する道路の通行に支障が生じた際、その早期解消に向けた、迅速かつ着実な作業の推進、連携に関して、必要な事項を定めるものである。

(対象区域)

第1条 道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業(以下「電力設備等除去作業」という。)の支援の対象とする区域は、甲が管理する道道の道路区域のほか、道道の通行に支障となる電力設備等の除去を行う周辺の区域とする。

(対象作業)

- 第2条 電力設備等除去作業の支援の対象とする作業は、乙及び丙が行う停電復旧作業のうち道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業とする。
 - 2 前項による除去等を甲が実施する際、乙及び丙は、現場の安全を判断できる 技術員を派遣し、甲は同技術員の要請に基づき、電力設備等除去作業を実施す ることとする。

(要請の手続き)

- 第3条 乙及び丙は、甲に対して電力設備等除去作業の支援を要請する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書」(別紙第1号様式)を提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話で要請できることとし、その後、速やかに文書を送付するものとする。
 - (1)被災の状況
 - (2) 場所(住所、地図)
 - (3)作業内容
 - (4)作業希望日時
 - (5) 現地連絡責任者及び電話番号
 - (6) その他必要な事項

(可否の判断)

第4条 甲は、乙及び丙から電力設備等除去作業の支援の要請を受けた場合は、前条 の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき道道の復旧等他の業務の 状況等により、支援の可否を判断するものとし、支援が可能な場合は、作業実 施者を乙及び丙に通知し、甲の職員及び作業実施者が出動する。

(費用の支払い)

第5条 乙又は丙は、第2条による電力設備等除去作業終了後に作業実施者から、当該作業のために作業実施者の事業所(以下「基地」という。)を出発してから作業終了後に基地に帰還するまでの期間(以下「作業期間」という。)に当該

作業に要した費用の請求を受けるものとする。

2 作業実施者は、作業期間中に実施した当該作業に関する実施内容を乙又は丙 に提示するものとする。

乙又は丙は、提示された実施内容に基づき、前項の請求を精査し、適当と認めた時は、速やかに作業実施者に費用を支払うものとする。

なお、精算や支払い方法に関する具体的な実施事項については、都度協議の うえ決定するものとする。

(事前対策の実施)

第6条 甲、乙及び丙は、倒木等による停電、道路寸断等の発生を防止するため、被 害が想定される箇所の事前の情報共有について、協力体制を図るものとする。

(実施責任)

- 第7条 第2条による電力設備等除去作業の支援に係る関係機関への周知、実施に伴い必要となる第三者の土地への立ち入り許可及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。
 - 2 作業実施者への指示は、乙及び丙の要請に応じて甲が行うものとし、作業完 了後、甲は乙及び丙に作業完了の報告を行うものとする。
 - 3 作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙 及び丙からの要請に起因する事故への対応は、乙及び丙が責任を持って行うも のとする。

(損害賠償)

第8条 甲、乙及び丙は、本細目協定に違反又はその他自己の責に帰すべき事由により相手方が損失を被った場合、その損害につき、現実に被った直接かつ通常の損害(特別な事情によって生じた損害は含まない。)に限り賠償するものとする。

(協議)

第9条 本細目協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議 のうえ決定するものとする。

本細目協定の証として、この証書3通を作成し、甲、乙及び丙でそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年8月31日

甲 北海道知事 鈴木 直道

 乙
 北海道電力株式会社

 取締役社長
 藤 井 裕

丙 北海道電力ネットワーク株式会社 取締役社長 藪 下 裕 己

大規模災害時における相互協力に関する基本協定

北海道(以下「甲」という。)と東日本電信電話株式会社北海道事業部(以下「乙」という。)は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に、甲及び 乙が相互に協力を行い、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早期 安定を図ることを目的とする。

(災害発生時の情報共有)

- 第2条 乙は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、甲及び乙で相互に連絡体制を確立し、連携して通信障害情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
 - 2 甲及び乙が共有する主な情報は次の各号に定める。
 - (1) 乙が甲に提供する情報
 - ア ニュースリリースの内容
 - イ 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況
 - (2) 甲が乙に提供する情報
 - ア 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況
 - イ 住民から提供された通信障害情報
 - ウ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
 - エ 住民が避難している地域、甲が把握している避難場所等

(復旧における相互協力)

第3条 甲及び乙は、災害活動等に関する作業の実施にあたり、自らだけでは対応が 困難な場合は、それぞれがもつ施設・敷地・資機材・物資・人材等の資源提供 について可能な範囲で相互に協力を行う。

(連絡体制の確立)

- 第4条 甲及び乙は、第2条に定める情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立する。
 - 2 乙は、甲との連絡体制を毎年4月に確認することとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(連携訓練等の実施)

第5条 甲及び乙は、この協定に定める内容を大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に円滑に行うため、連携訓練等を原則として年1回以上実施するものとする。

なお、訓練内容等については、甲及び乙で協議のうえ決定する。

(重要施設の優先復旧)

- 第6条 通信復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は施設リストを乙に 提供する。
 - (1) 生命の危険に直結する医療施設等

- (2) 福祉避難所として開設されている施設
- (3) 災害対応の中枢機能となる甲及び市町村等が設置する災害対策本部が存在する施設
- 2 乙は、通信復旧計画の策定にあたっては、前項各号に掲げる重要施設の優先 復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った通信 復旧が困難な場合は、甲へ報告のうえ、双方で調整を図ることとする。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示 又は漏えいしてはならない。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、甲及び乙が既に締結している他の相互協力等に関する協定等に 基づく協力内容を妨げるものではない。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

なお、協定期間が満了する1か月前までに甲及び乙のいずれからも変更又は 解除の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続 するものとし、以降も同様とする。

(細目協定等の締結)

第10条 この協定の各条項に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項等については、 甲及び乙の合意により別途細目協定又は覚書を作成し保有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び 乙で協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙でそれぞれ記名押印のうえ、 各自1通を保有する。

令和3年8月31日

甲 北海道知事 鈴木 直道

乙 東日本電信電話株式会社 北海道事業部長 阿 部 隆 大規模災害時における樹木・土砂などの障害物 (通信設備を除く) の除去作業の支援に関する細目協定

この細目協定は、北海道(以下「甲」という。)と東日本電信電話株式会社北海道 事業部(以下「乙」という。)間にて令和3年8月31日に締結した「大規模災害時 における相互協力に関する基本協定」第10条に基づき、乙が行う通信障害復旧作業 のうち樹木・土砂などの障害物(通信設備を除く)の除去作業にかかる甲の支援に関 して、必要な事項を定めるものである。

(対象区域)

第1条 通信障害復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物(通信設備を除く)の除去 作業(以下「樹木等除去作業」という。)の支援の対象とする区域は、甲が管 理する道道の道路区域及び必要に応じその周辺の区域とする。

(対象作業)

第2条 樹木等除去作業の支援の対象とする作業は、乙が行う通信障害復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物(通信設備を除く)の除去作業とする。

(要請の手続き)

- 第3条 乙は、甲に対して樹木等除去作業の支援を要請する場合は、あらかじめ次に 掲げる事項を明示した「大規模災害時における通信障害復旧作業の支援要請書」 (別紙第1号様式)を提出するものとする。ただし、文書をもって要請するい とまがないときは、口頭又は電話で要請できることとし、その後、速やかに文 書を送付するものとする。
 - (1) 被災の状況
 - (2) 場所(住所、地図)
 - (3) 作業内容
 - (4) 作業希望日時
 - (5) 現地連絡責任者及び電話番号
 - (6) その他必要な事項

(可否の判断)

第4条 甲は、乙から樹木等除去作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき道道の復旧等他の業務の状況等により、支援の可否を判断するものとし、支援が可能な場合は、作業実施者を乙に通知し、甲の職員及び作業実施者が出動する。

(費用の支払い)

第5条 乙は、第2条による樹木等除去作業終了後に作業実施者から、当該作業のために作業実施者の事業所(以下「基地」という。)を出発してから作業終了後に基地に帰還するまでの期間(以下「作業期間」という。)に当該作業に要した費用の請求を受けるものとする。

2 作業実施者は、作業期間中に実施した当該作業に関する実施内容を乙に提示するものとする。

乙は、提示された実施内容に基づき、前項の請求を精査し、適当と認めた時は、速やかに作業実施者に費用を支払うものとする。

なお、精算や支払い方法に関する具体的な実施事項については、都度協議の うえ決定するものとする。

(事前対策の実施)

第6条 甲及び乙は、倒木等による通信障害、道路寸断等の発生を防止するため、被 害が想定される箇所の事前の情報共有について、協力体制を図るものとする。

(実施責任)

- 第7条 第2条による樹木等除去作業の支援に係る関係機関への周知、実施に伴い必要となる第三者の土地への立ち入り許可及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙が責任を持って行うものとする。
 - 2 作業実施者への指示は、乙の要請に応じて甲が行うものとし、作業完了後、 甲は乙に作業完了の報告を行うものとする。
 - 3 作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙からの要請に起因する事故への対応は、乙が責任を持って行うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲及び乙は、本細目協定に違反又はその他自己の責に帰すべき事由により相 手方が損失を被った場合、その損害につき、現実に被った直接かつ通常の損害 (特別な事情によって生じた損害は含まない。)に限り賠償するものとする。

(協議)

第9条 本細目協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲及び乙で協議のう え決定するものとする。

本細目協定の証として、この証書2通を作成し、甲及び乙でそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年8月31日

甲 北海道知事 鈴木 直道

工 東日本電信電話株式会社北海道事業部長 阿 部 隆

大規模災害時における道路の通行に支障となる通信設備等の 除去作業の支援に関する細目協定

この細目協定は、北海道(以下「甲」という。)と東日本電信電話株式会社北海道 事業部(以下「乙」という。)間にて令和3年8月31日に締結した「大規模災害時 における相互協力に関する基本協定」第10条に基づき、乙が管理する通信設備等に より、甲が管理する道路の通行に支障が生じた際、その早期解消に向けた、迅速かつ 着実な作業の推進、連携に関して、必要な事項を定めるものである。

(対象区域)

第1条 道路の通行に支障となる通信設備等の除去作業(以下「通信設備等除去作業」という。)の支援の対象とする区域は、甲が管理する道道の道路区域のほか、 道道の通行に支障となる通信設備等の除去を行う周辺の区域とする。

(対象作業)

- 第2条 通信設備等除去作業の支援の対象とする作業は、乙が行う通信障害復旧作業 のうち道路の通行に支障となる通信設備等の除去作業とする。
 - 2 前項による除去等を甲が実施する際、乙は、現場の安全を判断できる技術員 を派遣し、甲は同技術員の要請に基づき、通信設備等除去作業を実施すること とする。

(要請の手続き)

- 第3条 乙は、甲に対して通信設備等除去作業の支援を要請する場合は、あらかじめ 次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における通信障害復旧作業の支援要 請書」(別紙第1号様式)を提出するものとする。ただし、文書をもって要請 するいとまがないときは、口頭又は電話で要請できることとし、その後、速や かに文書を送付するものとする。
 - (1)被災の状況
 - (2) 場所(住所、地図)
 - (3) 作業内容
 - (4) 作業希望日時
 - (5) 現地連絡責任者及び電話番号
 - (6) その他必要な事項

(可否の判断)

第4条 甲は、乙から通信設備等除去作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき道道の復旧等他の業務の状況等により、支援の可否を判断するものとし、支援が可能な場合は、作業実施者を 乙に通知し、甲の職員及び作業実施者が出動する。

(費用の支払い)

第5条 乙は、第2条による通信設備等除去作業終了後に作業実施者から、当該作業 のために作業実施者の事業所(以下「基地」という。)を出発してから作業終 了後に基地に帰還するまでの期間(以下「作業期間」という。)に当該作業に 要した費用の請求を受けるものとする。 2 作業実施者は、作業期間中に実施した当該作業に関する実施内容を乙に提示するものとする。

乙は、提示された実施内容に基づき、前項の請求を精査し、適当と認めた時は、速やかに作業実施者に費用を支払うものとする。

なお、精算や支払い方法に関する具体的な実施事項については、都度協議の うえ決定するものとする。

(事前対策の実施)

第6条 甲及び乙は、倒木等による通信障害、道路寸断等の発生を防止するため、被 害が想定される箇所の事前の情報共有について、協力体制を図るものとする。

(実施責任)

- 第7条 第2条による通信設備等除去作業の支援に係る関係機関への周知、実施に伴い必要となる第三者の土地への立ち入り許可及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙が責任を持って行うものとする。
 - 2 作業実施者への指示は、乙の要請に応じて甲が行うものとし、作業完了後、 甲は乙に作業完了の報告を行うものとする。
 - 3 作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙からの要請に起因する事故への対応は、乙が責任を持って行うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲及び乙は、本細目協定に違反又はその他自己の責に帰すべき事由により相 手方が損失を被った場合、その損害につき、現実に被った直接かつ通常の損害 (特別な事情によって生じた損害は含まない。)に限り賠償するものとする。

(協議)

第9条 本細目協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲及び乙で協議のう え決定するものとする。

本細目協定の証として、この証書2通を作成し、甲及び乙でそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年8月31日

甲 北海道知事 鈴木 直道

乙 東日本電信電話株式会社 北海道事業部長 阿 部 隆

災害時の外国人支援に関する協定

北海道(以下「甲」という。)と公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター(以下「乙」という。)とは、北海道内で地震、風水害その他の大規模災害等が発生した場合の道内に在住する外国人への支援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する外国人支援について、必要な事項を定める。

(要請)

第2条 前条の要請は、乙に対し、書面で行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、電話、口頭で要請することとし、事後に書面を提出するものとする。

(設置)

第3条 乙は、甲から支援要請を受けたときには、事務所内に北海道災害時外国人支援センター(以下「支援センター」という。)を設置し、支援活動を行うものとする。

(支援活動の内容)

- 第4条 乙が実施する支援活動は、次のとおりとする。
 - (1) 災害情報等の多言語発信
 - (2) 北海道在住外国人からの相談及び問合せへの多言語対応
 - (3) 避難所巡回による外国人の避難状況等の把握と市町村等への情報提供
 - (4) 「北海道多文化共生多言語サポーター」等への活動要請
 - (5) 前各号に定めるもののほか、外国人の支援のために必要となる事項

(運営)

第5条 支援センターは、甲が設置する北海道災害対策本部等と連携し、前条に定め る支援活動を行うこととする。

(地域外等での支援活動)

- 第6条 甲は、乙がその所在地域外等で第4条に定める支援活動を行うときには、必要に応じ、次の調整を行うこととする。
 - (1) 乙が支援活動をするために必要な場所の提供
 - (2) 乙が支援活動をするために必要な車両に係る「緊急通行車両」の指定
 - (3) 前各号に定めるもののほか、乙が実施する支援活動のために必要な事項

(センターの閉鎖)

第7条 支援センターの閉鎖時期は、甲乙協議の上、定める。

(経費負担)

第8条 第4条の支援活動に伴い発生する経費の負担については、甲乙が協議の上、 決定することとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、締結期間満了の30日前までに、甲または乙のいずれからも変更または解除の申し出がない場合は、この協定の期間満了日の翌日から更に1年間更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の 上決定するものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年(2022年) 7月 1日

甲 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道

北海道知事 鈴木 直



乙 札幌市中央区北3条西7丁目公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター会 長 辻 泰 弘書総算事

災害派遣時の航空機の活動拠点としての道東空港使用に関する協定書

北海道(以下「甲」という。)、北海道エアポート株式会社女満別空港事業所(以下「乙」という。)、陸上自衛隊北部方面隊(以下「丙」という。)、海上自衛隊大湊地方隊(以下「丁」という。)及び航空自衛隊北部航空方面隊(以下「戊」という。)は丙、丁及び戊(以下「丙ら」という。)が実施する災害派遣の各種活動等が円滑に行われるよう、中標津空港、女満別空港及びオホーツク紋別空港(以下「道東各空港」という。)の自衛隊の航空機の活動拠点としての使用に関して、下記のとおり協定を締結する。

記

(趣旨)

1 災害時における、甲及び乙と丙らとの相互協力に関して、丙らが甲及び乙の管理する道東各空港を活動拠点として使用する場合に関しては、この協定による。 ただし、本協定は、丙ら以外の航空機を保有する防災関係機関が道東各空港を使用することを妨げるものではない。

(適用)

2 この協定は、道内で各種災害が発生した場合において、丙らが実施する災害派 遺活動が行われた場合を基準として適用する。

(使用手続き等)

3 丙らは、災害派遣活動にあたり、活動拠点として道東各空港を使用する場合は、 甲の災害対策本部指揮室に連絡するものとする。

(使用のための指示及び要請)

4 甲の災害対策本部指揮室は、丙らの道東各空港使用のための準備について、中標準空港管理事務所及びオホーツク紋別空港管理事務所に必要な指示を、乙に必要な要請をするものとする。

(空港使用時の留意事項)

5 道東各空港で活動する丙らの部隊は、道東各空港の使用区域等について、中標 津空港管理事務所、乙及びオホーツク紋別空港管理事務所(以下「各空港管理事 務所等」という。)と調整するとともに、道東各空港内においては関係規則を遵 守するものとし、細部については各空港管理事務所等の指示に従うものとする。

(連絡調整系統)

6 その他、この協定に基づき丙らが道東各空港を使用する場合の連絡調整系統は、別紙「道東各空港使用に関する連絡調整系統(基準)」に定めるところによる。

(立ち入り)

7 丙らの人員及び車両等の各空港制限区域内での活動に際しては、各空港管理事務所等の許可を得た後に、区域内に立ち入りするものとする。

(運用時間外における使用) (

8 甲の災害対策本部指揮室は、丙らから運用時間外における道東各空港の使用要請があった場合、各空港管理事務所等と所要の調整を実施するものとする。

(経費の負担区分)

9 丙らの道東各空港使用に伴い発生する経費は、甲及び乙と丙、丁又は戊間で協議するものとする。

(使用時に発生した損害に対する賠償)

10 丙らの活動により、使用区域内の施設等が損壊し、丙らによる原状回復が困難な場合における原状回復に要する費用については、関係法令に則り、甲及び乙と丙、丁又は戊間で協議するものとする。













令和5年(2023年)3月29日

甲 北海道知事

鈴 木 直



乙 北海道エアポート株式会社女満別空港事業所 所長 鈴

命 木 茂



丙 院上自衛隊北部方面総監

陸将 沖 邑 佳



丁 海上自

海上自衛隊大湊地方総監

将 息 ┼

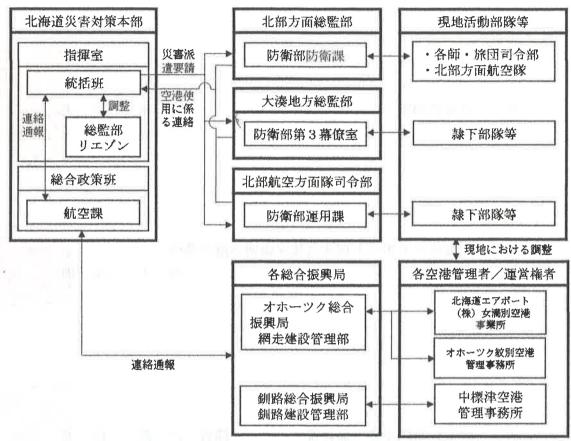


戊

就 就空自衛隊北部航空方面隊司令官 空将 安 藤 忠



が出い。



道東各空港使用に関する連絡調整系統 (基準)

機関	窓口	電話番号
all a like 1986 686 other fall Adds America	指揮室統括班	011-206-6658
北海道災害対策本部	総合政策班航空課	011-204-5557
16. Now York and product to be distributed in the color	オホーツク総合振興局網走建設管理部	0152-41-0787
北海道災害対策地方本部	釧路総合振興局釧路建設管理部	0154-23-0569
女満別空港運営権者	北海道エアポート(株)女満別空港事業所	0152-74-3052
オホーツク紋別空港管理者	オホーツク紋別空港管理事務所	0158-24-1336
中標津空港管理者	中標準空港管理事務所	0153-72-2043
陸上自衛隊北部方面総監部	防衛部防衛課航空班	011-511-7116
海上自衛隊大湊地方総監部	防衛部第3幕僚室	0175-24-1111
航空自衛隊北部航空方面隊司令部	課業内:防衛部運用課 課業外:SOC当直	0176-53-4121